

# 群馬県事業承継支援リーダー養成講座 第2期受講生募集案内

## 募集期間

令和元年7月24日（水）～令和元年8月23日（金）

公益財団法人 群馬県産業支援機構  
（群馬県事業承継ネットワーク事務局）

## 「群馬県事業承継支援リーダー養成講座」の目指すもの

中小企業・小規模事業者は雇用の担い手、多様な技術・技能の担い手とし、経済・社会において重要な役割を果たしています。しかし、今後10年の間に、中小企業経営者の約245万人が70歳を超え、そのうち127万人が後継者未定という分析結果が発表され、2025年までに、約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性があるかと懸念されています。

「群馬県事業承継支援リーダー養成講座」では、既に待ったなしとなった事業承継問題に対し、企業の身近な支援者が、円滑な事業承継に導けるよう、概論・税制・法務等の講義や事業承継計画策定等実習により、一定の知識を身につけ、課題解決に向けた人材を育成する講座です。

受講後は各機関の事業承継支援リーダーとして、個々の企業の実情に応じて、適切な支援をしていただくことを期待しています。

### 募集内容

【受講期間】 令和元年9月25日（水）～11月6日（水）毎週水曜日  
※計7日間

【場 所】 JA群馬ビル（前橋市亀里町1310番地）

【募集定員】 20名（定員になり次第締め切ることがあります）

【講座日程】 下記のとおり

【募集対象】 事業承継ネットワーク連携機関に所属する支援担当者及び、同連携機関に所属する協会の会員（各士業及び準ずる方）

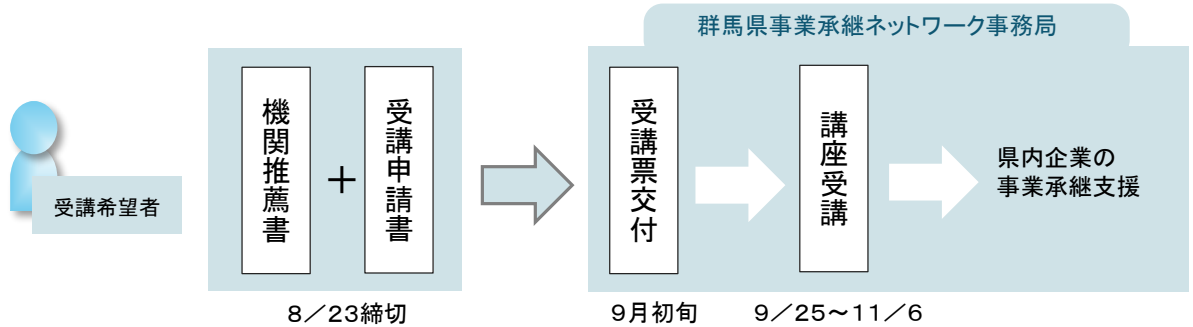
※連携機関に所属する公務員は対象外。

※連携機関は[群馬県事業承継ネットワークHP](#)をご確認ください。

	実施日	9:00	12:00	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30		
風 食	1	9月25日（水）		開講式	群馬県の取組状況	事業承継総論 事業承継の現状 事業承継支援の流れ 事業承継問題とは							
	2	10月2日（水）		事業承継におけるトラブル事例と対応策		贈与税・相続税の基礎知識		株式・土地の優遇措置の活用		税務調査のトラブル事例と対応策			
	3	10月9日（水）		事業承継に関わる法務（会社法）		事業承継に関わる法務（相続法）			事業承継に関わる法務（その他）				
	4	10月16日（水）		再生支援について		事業引継ぎ（M&A）について			経営円滑化法に基づく支援策について				
	5	10月23日（水）		知的財産デューデリジェンス		企業の磨き上げ			支援事例				
	6	10月30日（水）		事業承継計画作成（事例）					事業承継計画の進め方（1課題を4グループ） 事業承継計画作成（グループワーク）				
	7	11月6日（水）	プレゼン発表資料作成		プレゼン発表資料作成		プレゼン発表会説明等		第1～第4グループ発表（成果発表）			修了式	

※講座内容・順序は変更となる場合があります。

## 申込み・受講の流れ



### 1. お申込み

所定の機関推薦書及び受講申請書を8月23日（金）17：00必着で、（公財）群馬県産業支援機構（群馬県事業承継ネットワーク事務局）あてにご提出下さい。

※受講希望者が定員を大きく上回る場合、1機関あたりの受講者数を制限する場合があります。

### 2. 受講

開講期間は9月25日（水）～11月6日（水）の全て水曜日の講座となります。

※修了者には「群馬県事業承継支援リーダー養成講座修了証」を発行します。



受講料

無 料

募集期間

令和元年7月24日（水）～令和元年8月23日（金）必着

## お申込み・お問い合わせ先

群馬県事業承継ネットワーク事務局  
（公益財団法人群馬県産業支援機構）  
〒379-2147 前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター内  
TEL：027-226-5665 FAX:027-226-5666  
事業承継コーディネーター 菊地・関田

# 「群馬県事業承継支援リーダー養成講座」 機関推薦書・受講申請書

提出日：令和 年 月 日

## 【機関推薦書】

私どもは、群馬事業承継支援リーダー養成講座参加にあたり、次の者を推薦いたします。

機関名 所属長				印
所在地	〒			
連絡担当部署名 役職名		連絡 担当者名		

## 【受講申請書（受講者記入欄）】

フリガナ				
氏名				印
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	生年月日	( 年 月 日 歳)	
所属・役職				
職場TEL		携帯電話（本人）		
E-mail				
取得資格				
本講座に期待すること等				

※携帯電話は、緊急連絡手段として必要となります。個人所有の携帯電話でなくてもかまいません。  
※E-mailが個人使用でない場合は、講座の必要事項が一斉に送られる場合がありますので、  
予めご担当者様に「群馬県事業承継ネットワーク事務局」からの連絡を受講者宛に転送する  
ようご通知下さい。

FAX：027-226-5666  
E-mail：syoukei@g-inf.or.jp